

## 愛知県庁インターンシップ実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、愛知県（以下「県」という。）が実施する学生実習生受入制度（別途定めるものを除く。以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 県が実施するインターンシップは、学生に対し、愛知県庁（以下「県庁」という。）における就業体験の機会を提供することにより、学生の職業意識の醸成及び県政に対する理解を促進することを目的とする。

### (インターンシップの対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生とする。

### (インターンシップの募集)

第4条 県は、インターンシップの受入れを行う所属名及び実習内容等を県の公式Webサイトにあらかじめ掲載するものとする。

### (実習生の受入手続)

第5条 インターンシップへの参加を希望する学生は、愛知県県民文化局県民生活部学事振興課長（以下「学事振興課長」という。）に対し、別に定める募集期間内に、あいち電子申請・届出システムにより申し込むものとする。

- 2 学事振興課長は、学生から前項の規定による申込みがあったときは、これを受け付け、インターンシップの受入れを行う所属の長（以下「受入所属長」という。）に報告する。
- 3 受入所属長は、学事振興課長から前項の規定による報告があったときは、業務に支障がないことに留意して受入れの可否を決定し、学生に受入れの可否を通知するとともに学事振興課長に報告する。
- 4 受入所属長は、実習の開始前までに、インターンシップに参加する学生（以下「実習生」という。）に実習の内容を定めたインターンシップ実習計画を送付するとともに、その写しを学事振興課長に提出する。

### (実習期間)

第6条 実習期間は、原則として、8月から9月までの間の5日以上とし、具体的な日程については、受入所属長が決定する。

### (実習時間)

第7条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、受入所属長が必要と認める場合には、実習時間を変更することができる。

### (報酬等)

第8条 県は、実習生に対して、報酬、賃金、手当及び交通費その他の費用を支給しない。

### (身分・服務)

第9条 実習生は、在籍する大学等の学生としての身分を保有したまま、実習を行うものとする。

- 2 実習生は、実習期間中は実習に専念しなければならない。

- 3 実習生は、実習期間中、愛知県職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、受入所属長及び実習生の指導、監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指示、指導に従わなければならない。
- 4 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- 5 実習生は、実習の成果として論文等を外部に公表する場合には、事前に受入所属長の承認を得なければならない。
- 6 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

（誓約）

第10条 実習生は、別途定める誓約書を、受入所属長に提出しなければならない。

（実習の中止）

第11条 県は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が、第9条に定める服務義務に反する行為を行ったとき。
  - (2) 実習を継続することにより業務に支障が生じたとき、又はそのおそれがあるとき。
  - (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。
  - (4) 天災地変その他予期することができない事由により、実習を中止すべきと考えられるとき。
- 2 受入所属長は、前項の規定により実習を中止する場合は、その旨を実習生に通知するものとする。

（実習中の事故責任等）

第12条 実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生は、実習生が故意又は過失をもって第9条第2項から第5項までの規定に反する行為により、県又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して責任を負わなければならない。

（実習の証明）

第13条 受入所属長は、実習生が在籍する大学等の代表者又は実習生から実習内容等について証明を求められたときは、これを行うものとする。

（実習レポートの作成）

第14条 実習生は、実習期間終了後、遅滞なく、実習内容に関するレポートを受入所属長に提出しなければならない。

- 2 受入所属長は、前項の規定による実習レポートの提出があったときは、その写しを学事振興課長に提出するものとする。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、県庁におけるインターンシップの実施に関し必要な事項は、学事振興課長が別途定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。